

訪問看護ステーション Amour 利用契約書

様（以下「利用者」と言う。）と株式会社 Amour が設置する訪問看護ステーション Amour（以下「事業者」と言う。）は、事業者が利用者に対し提供する訪問看護に関し次の通り契約を締結する。

第1条 （契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険法等関係法の下、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とする。

第2条 （契約期間）

この契約期間は令和____年____月____日より開始とする。
また、利用者から契約終了の申し出がない場合は自動的に更新します。
なお、入院・入居等で3か月以上の利用がない場合は契約を終了させていただきます。

第3条 （訪問看護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」や「訪問看護指示書」等に沿って「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」の内容を利用者及びその家族に説明し同意を得、交付します。

第4条 （提供するサービスの内容）

事業者は利用者に訪問看護計画書に基づいたサービスを提供します。
2 事業者は、サービス従業者を利用者宅に派遣し、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう訪問看護を提供します。
3 第2項のサービス従業者は、看護師、准看護師、看護補助員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士をいいます。

第5条 （サービス提供の記録）

1 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業者にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
3 利用者は開示請求の基、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受け付ける事ができます。

第6条 （利用料）

1 利用者は、サービスの対価として、別紙料金表に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。
2 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月10日頃に利用者及び家へお渡し（若しくは郵送）します。

- 3 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 4 利用者は、居宅においてサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話やその他の費用を負担します。

第7条 (利用料の滞納)

- 1 利用者及び連帯保証人が正当な理由なく利用料を2か月以上滞納した場合は、事業者は1か月以内の期限を定めて督促し、なおも支払いがない時は契約を破棄した上で未払いを請求させていただきます。
- 2 事業者が前項による契約の破棄を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住地区である市町村等に連絡する等必要な支援を行います。

第8条 (契約終了)

- 1 利用者は、事業者に対し1週間の予告期間において文書で通知する事によりこの契約を解除する事が出来ます。ただし、利用者は病変や急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解除する事ができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月の予告期間において理由を示した文書で通知する事により、この契約を解除する事ができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解除する事が出来ます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 4 その他、次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
 - ① 利用者の症状、要介護状態等の改善により訪問看護の必要が認められなくなった場合
 - ② 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第9条 (秘密保持)

- 1 事業者及び事業者が使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密主義は契約終了後も同様です。また、当該事務所の従業者であった者においても同様とします。

第10条 (苦情対応)

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情などに対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応します。

第11条 (賠償責任)

- 1 事業者は、サービス提供に伴い、事業者の責めに反すべき理由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者及び連帯保証人に対しその損害を賠償するものとします。

第12条 (緊急時の対応)

- 1 事業者は、現に訪問看護を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応

じて臨機応変の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡を行い、支持を求める等の必要な措置を講じます。

第13条（身分証の携行）

- 1 サービス従事者は、常に身分証を携帯し、初回訪問及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

- 1 事業者は訪問看護の提供にあたり主治医及び介護支援専門員、その他保健、医療、福祉サービスを提供するものと連携を密に行います。
- 2 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等にも連携します。

第15条（裁判管轄）

- 1 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第16条（契約外条項）

- 1 利用者及び事業者は審議誠実をもってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規定のない事項については、介護保険法関係法の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

令和3年4月1日 作成
令和3年10月1日 変更

以上、契約締結の証として、本書2通作成し、両者記名・押印の上、それぞれ1通を保有します。

令和 年 月 日

事業者

〈事業者名〉 株式会社 Amour

〈所在地〉 〒268-0813

千葉県千葉市中央区生実町 2503 番地 5

〈代表者名〉 代表取締役 内山 竜一 印

利用者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

代筆者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

〈続柄〉 (_____)